

Title	藤本誠君博士学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.4 (2016. 2) ,p.111(745)- 116(750)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160200-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤本誠君博士学位請求論文審査要旨

論文題目「古代国家仏教と在地社会」

日本に仏教が伝来したのは六世紀中頃で、当初、仏教は大王家、中央・地方豪族層に急速に普及したとみられる。しかし、仏教が在地社会にどこまで浸透したのか、仏教史研究では長らく不問に付されてきた。そのような中、一九七〇年から八〇年代に各地で八世紀後半の「村落内寺院」が発掘調査で見つかるようになり、仏教伝来以来、二〇〇年余を経て、ようやく在地社会にも仏教が浸透していた様子が窺えるようになった。本研究は、八世紀後半から九世紀前半に在地社会に及んだ仏教の構造と特質を、『日本霊異記』と『東大寺諷誦文稿』を手がかりに解明したものである。

論文の構成

序章 問題の所在

第一部 日本古代仏教史料論

第一章 『日本霊異記』研究史

第二章 『日本霊異記』と中国仏教説話(一)

— 化牛説話を素材として —

第三章 『日本霊異記』と中国仏教説話(二)

— 冥界説話を中心として —

第四章 『東大寺諷誦文稿』の基礎的考察

第二部 日本古代の在地の仏教の構造と特質

第一章 『日本霊異記』の仏教施設と在地の仏教

附論一 近年の東国集落遺跡における仏堂遺構について

第二章 『日本霊異記』の仏教施設の造営主体

— 「堂」を中心として —

第三章 『東大寺諷誦文稿』の「堂」と在地の仏教

— 「慰誘言」を中心として —

第四章 日本古代の在地社会の法会の構造と特質

— 僧侶を中心として —

附論二 『続日本後紀』天長十年十二月癸未朔条の「岡本

堂」についての基礎的考察

第三部 『日本霊異記』と在地の仏教の諸相

第一章 『日本霊異記』の紀伊国説話と在地の仏教

— 上巻第五を中心として —

第二章 『日本霊異記』における備中国説話と在地の仏教

— 上巻第二九をめぐって —

第三章 御毛寺知識経と紀伊国の在地の仏教

第四章 『日本霊異記』の悪報譚の構造と特質

— 仏法迫害説話を中心として —

終章 総括—古代国家仏教と在地社会

論文の概要

序章では、戦前からの仏教史研究について、在地の仏教の位

置付けという点を中心に論じている。その結果、古代の仏教を国家仏教とみて民衆の仏教は無視するか、民衆の仏教を国家仏教と対立する存在として位置付ける説が長く続いていたこと、一九八〇年代になって吉田一彦氏が古代の仏教を国家仏教として一括りにするのではなく、国家の仏教を宮廷の仏教・地方豪族の仏教・民衆の仏教と並列的にとらえるという古代仏教多様論を提起したと整理する。それに対して、近年の仏教史研究を検討していく中で、在地社会に及んだ仏教についても国家仏教を担った官大寺僧の役割を高く評価すべきことを指摘する。

第一部は、本研究の基礎史料である『日本霊異記』と『東大寺諷誦文稿』の史料論的考察で、両史料とも日本古代の在地社会の仏教の諸様相を示すものとして位置付けられることを明らかにしている。

第一章は、日本古代史・日本文学における『日本霊異記』研究史の整理を試み、『日本霊異記』の一部を史実として断片的に利用したり、景戒の作品論として収斂させる、従来の研究動向を批判する。そして、原史料の段階から編纂段階における説話の重層性、中国説話との比較といった観点に着目すれば、『日本霊異記』も古代仏教史の史料たり得ることを述べている。第二章では、『日本霊異記』の化牛説話は中国説話の影響を受けて成立したものであるが、日本では「寺」「堂」の労働に牛が使用されていたことを反映して、転生する畜生は牛に限定されるなど、日本独自の説話として成立した。とくに「堂」を舞台とする化牛説話では債務者が最終的に救済される救済譚が、

「寺」の化牛説話では救済されない悪報譚が、それぞれ選択されていたことは、「寺」では「寺」と郡領氏族の「家」とに経営が分化していたこと、「堂」では「堂」と檀越の「家」の経営が一体化していたことをそれぞれ反映したものであるとする。第三章では、『日本霊異記』の冥界説話を六朝隋唐期の仏教説話と比較検討した結果、五世紀後半成立の『冥祥記』の直接的な影響が窺えること、また、『日本霊異記』では中国の冥界説話の構造を利用しつつも、閻羅王宮を平城宮とし、冥宮への道程を古代官道の投影とする思考が見出され、その背景に官大寺僧の都鄙間交通が推定されると論じている。

第四章は、『東大寺諷誦文稿』の基礎的研究で、『東大寺諷誦文稿』にみられる書き入れ、墨消し、見出しなどを詳細に検討して、『東大寺諷誦文稿』が官大寺僧の在地社会での法会の式次第であったこと、内容面では唐の『集諸経礼懺儀』や円仁の『入唐求法巡礼行記』にみえる唐・新羅の法会次第とほぼ共通しており、平安初期の仏教法会の次第とみられること、したがって、『東大寺諷誦文稿』の冒頭部に欠損があるという従來說は誤りで、『東大寺諷誦文稿』は首尾一貫したものであることを明らかにする。そして、『東大寺諷誦文稿』とは、当初用いられた法会次第に加筆をし、次の法会に向けて整備する過程にある史料と位置づけた。また、『東大寺諷誦文稿』と『日本霊異記』所収の諸説話とは、法会の手控えと例証話という関係にあったと推定している。

第二部では、八世紀後半から九世紀前半の在地仏教について、

『日本靈異記』にみえる「寺」と「堂」の仏教施設としての相違を出発点として、その相違は両者の伽藍形態、居住する宗教者、造営主体の階層にも及ぶことを解明し、さらに「堂」の法の具体相も『東大寺諷誦文稿』を利用して復原している。

第一章では、『日本靈異記』における「堂」と「寺」の区分を詳細に検討している。ここでは、堂説話の下巻第二三縁に出てくる「寺」は仏教施設全般を指す広義の用法であり、「寺」と「堂」の混用説は当たらないとした。また、下巻第一七縁の「弥氣山室堂」と下巻第二八縁の「真志寺」を舞台とする類似する話を比較検討し、伽藍配置や独自の財物をもつ経営体である「寺」と、囲繞施設がなく、経営体としても未熟な「堂」とは明確に区分できる。両者の相違は居住する宗教者の存在形態にも窺え、「堂」は基本的に無住で、時には村落出身の私度沙弥が常住することがあったのに対して、「寺」では主に官大寺僧と優婆塞が居住したとする。

附論一では、近年の東国集落遺跡における仏堂遺構の発掘調査に関して、考古学からの研究成果について言及する。その結果、東国の仏堂遺構は囲繞施設がなく、村落と未分化であることから、『日本靈異記』の「堂」と同じく、すべて一村落下内の仏教施設と位置付けられること、遺跡における双堂建築の利用については、『東大寺諷誦文稿』との対応から父母への追善儀礼に悔過儀礼が取り込まれた形と推定している。

第二章は、『日本靈異記』の仏教造営主体の考察である。「寺」の造営主体としては大領・少領の郡領氏族に加え、出身

地が「国十郡十人」という表記をとり、複数の村落に影響力を有する郡内の有力者クラスであったこと、一方、「堂」の造営主体に関しては、「家長公」という一村落下内の「家号」的呼称をもつか、「国十郡十郷(里・村)十人」という表記をとることから、一村落下内の有力者と推定している。

第三章においては、『東大寺諷誦文稿』の「慰誘言」を手がかりに、古代村落レベルの仏教の具体相を解明している。すなわち、第一に「慰誘言」では全体として「堂」の檀越を菩薩行により衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第二に「堂」の法会では檀越を中心に檀越の同族、村落の民衆、村落内の貧窮者や障害者を聴衆としていたこと、第三に「堂」の法会では檀越の先祖による村落起源伝承と「堂」建立伝承が語られていたが、これは古代の国見や国讃めに系譜を引く儀礼を取り込んだものであり、檀越を村落支配者にふさわしい存在として讃えるものであったこと、第四に「堂」の檀越には女性の存在も想定され、これは「里刀自」などの一村落下内の女性統率者の可能性が考えられることなどを指摘している。

第四章では、『東大寺諷誦文稿』の「卑下言」を手がかりに、在地の「堂」の法会場の復原している。すなわち、「堂」の法会には官大寺僧だけではなく、在地の「寺」の「衆僧」・「高名の有徳」、在地の遊行の僧である「能化の聖等」も参集し、導師である官大寺僧によって称賛される形であったことが知られる。こうした法会における関係は在地の重層的な宗教構造を反映したものであること、また、官大寺僧の活動範囲は東国に

及んでいたが、その要因の一つに仏法東流の理念があったことも論じている。

附論二は、『続日本後紀』天長一〇年一二月癸未朔条の「岡本堂」をめぐる考察である。岡本堂は、これまで賀茂社の神宮寺とされてきたが、そうではなく、古代村落の「堂」の一つとみるべきこと、岡本堂が天長一〇年に檢非違使によって破壊されていることから、「堂」も国家的制裁の対象になったことが窺えるとする。後者の点は、古代国家は宗教統制を放棄していたとする説への批判でもあった。

第三部の考察では、第一部・第二部の研究成果を受け、『日本靈異記』の個別具体的な説話を各地域史の中で読み解き、在地仏教の諸様相を解明している。

第一章では、『日本靈異記』上巻第五縁の、紀伊国名草郡の宇治大伴連氏の先祖、大部屋栖野古の伝承を考察している。「寺」の造営主体とみられる宇治大伴連氏の仏教とは、天皇に奉仕するばかりでなく、中央の大伴宿祢氏に連なるための手段でもあり、さらに先祖の事績を継承する者が在地支配の手段として利用するものでもあったとし、郡領クラスの仏教が、従来から指摘されていた祖先供養の仏教というところさえ方だけではなく、在地支配とかかわる政治的機能をもっていたことを指摘している。

第二章は、『日本靈異記』上巻第一九縁の考察で、白髮部猪丸が乞食僧を迫害したため悪報によって死亡するという話について、舞台となった備中国西部の在地情勢をふまえて、吉備地

域の大豪族下道朝臣と同祖の白髮部氏と、小田郡の郡領の小田臣氏との対立関係が背景にあったとみて、在地の仏教の政治的側面を論じている。

第三章は、和歌山県小川八幡神社に保管されている、天平一三年書写の「御毛寺知識経」をめぐる、中央下級官人層の知識や技術とむすびついた在地有力者層による書写であったこと、御毛寺は北山廃寺と推定されること、『日本靈異記』下巻第一七縁の「弥気山室堂」とは仏教施設や檀越のあり方が異なることを明らかにして、御毛寺と「弥気山室堂」は同じとする説を批判する。「寺」と「堂」の相違は第二章第一章で指摘しているが、本章の考察からも補強されたことになる。

第四章では、『日本靈異記』の悪報譚を中国説話と比較し、とくに僧侶迫害説話には中国説話の直接的影響を見出すことはできず、日本独自の話型であること、僧侶を迫害した悪人が死亡するというプロットは、各地域に赴いた官大寺僧と在地の支配者層が仏法不信者を糾弾するという明確な目的のもとに作成されたものであること、また、そこには遊行の僧が広く活動するという在地社会の現実的な状況が反映していることなどを明らかにしている。

終章は、各章の論文のまとめとして、古代の在地仏教とは在地支配者によって国家仏教を在地支配のために積極的受容したものであり、政治的側面を強く有した仏教であった。その上で、八世紀後半に「堂」を造営したのは富豪化した村落首長層であったこと、「寺」・「堂」とその受容主体である在地支

配者層は、官大寺僧を介して国家仏教に包摂された存在であったことを指摘して、階層化された古代仏教全体では国家仏教として把握することが妥当であると締めくくっている。

論文の評価

次に藤本君の論文の独創性として評価される点を指摘する。

第一は、『日本霊異記』の史料論的検討である。『日本霊異記』には、先行する中国説話集があり、『日本霊異記』もそれを参照していたことは編者景戒も序文で指摘しているが、藤本君は、従来あまり取り上げられてこなかった『冥祥記』や『釈門自鏡録』の影響も指摘した。しかも、『日本霊異記』においては、そうした中国の影響だけではなく、各説話において、寺と堂の経営や官大寺僧の都鄙間交通を踏まえて、日本独自の説話が形成されていた点を明らかにしている。この点は本研究の成果の一つであろう。

第二として、『日本霊異記』と『東大寺諷誦文稿』を、ほぼ同時代の官大寺僧の所産とする視点から、両者を総合的に把握し、その背後にある在地の仏教受容の階層差を、これらの史料にみえる「寺」と「堂」の差異として捉えた点があげられる。

そして、「堂」は八世紀後半から九世紀に富豪化した村落首長層が在地支配の拠点の役割を担うべく造営した歴史的存在と限定的に捉えるべきと指摘した点である。「寺」と「堂」の区分については、それを認めない学説があるが、藤本君の考察により、両者の時代差・階層差が明瞭になったといえる。

第三として、『東大寺諷誦文稿』を分析し、そこから読み取った内容は、この論文中でも特筆すべき研究成果である。すなわち、『東大寺諷誦文稿』とは、官大寺僧が古代村落の「堂」で行われる法会の式次第の作成過程を示すものであり、唐の『集諸経礼懺儀』の影響があること、そして、「慰誘言」の分析から、村落名を冠する「堂」の法会では、施主檀越を讃え、檀越祖先に結びつく村落起源伝承と堂建立伝承が一体として語られ、法会参加者に、女性を含む檀越が村落支配者であることを再認識させる役割を果たしていたことを明らかにした。また、「卑下言」の分析からは、古代村落の「堂」の法会の中で活動した在地の「寺」の僧や教化活動の聖らの重層的な存在形態を読み取り、これと官大寺僧との関係を提示したことである。『東大寺諷誦文稿』という、これまで研究者の間でほとんど手付かずであった史料を丹念に読み解いて、新しい境地を切り拓いており、本論文の独創性として高く評価できる。

第四として、本論文の結論であるが、古代社会の「堂」における仏教受容の具体相を考察し、これに基づき古代日本の仏教とは、国家によって中国・朝鮮半島から一元的に受容された仏教の諸側面が、国家の生産した官大寺僧の広範な活動を媒介として、貴族層はもとより、在地の富豪化した村落首長層の仏教にまで重層し、各階層が独自の仏教を展開したこと、そして、その内実は、国家が宗教的支配イデオロギーとして受容した仏教を在地支配の手段として積極的に取り込んだものであったこと、すなわち、在地仏教は国家仏教に対峙するものではなく、

包摂されていたと結論付けている点である。日本古代仏教の理解を、村落レベルの「堂」までも視野に入れて前進させた点は評価されよう。

ただし、本研究に次のような問題点も指摘される。一つは、『日本霊異記』『東大寺諷誦文稿』における「寺」と「堂」の差異を官大寺僧や景戒の認識とすることは首肯できるが、『出雲国風土記』の「新造院」、行基建立の「院」などの位置付けは今後の課題となろう。もう一つは、官大寺僧の位置づけが、国家により生産された僧とされている点にやや固定的な印象を受ける点である。個々の官大寺僧が常に国家仏教の体現者といえるわけではなく、多様な側面を持っていた可能性を考慮する必要があるのではないだろうか。しかしながら、上記の二点は今後の課題であり、藤本君の次なる研究としては是非取り組んで欲しいところである。

本研究は、文献史学に留まらず、日本文学、日本語学、仏教学（仏教儀礼・仏典・中国仏教・新羅仏教）、考古学の成果を取り入れ、多角的な視点から、『日本霊異記』と『東大寺諷誦文稿』を分析した点、本論文の主題に関わる膨大な研究史を整理し、問題点を明確にした上で、関連史料や考古資料を博搜し、また、それぞれの史料批判を踏まえて検討し、それを的確に論じている点、さらには、個別論文が一貫したテーマのもとに有機的に関連しており、体系性をもっている点において、高く評価される。よって審査員一同は、博士（史学）の学位を授与するにふさわしい業績と判断する。

論文審査担当者

主査	慶應義塾大学教授(文学部)	三宅和朗
副査	慶應義塾大学教授(文学部)	長谷山彰
副査	東京女子大学教授(現代教養学部)	勝浦令子
学識確認	慶應義塾大学教授(文学部)	三宅和朗